

# 令和元年度さいたま市文化財保護審議会 ー第1回ー 議事録

- 1 日 時 令和元年5月29日(水) 14時から15時30分まで
- 2 場 所 さいたま市立中央図書館ミーティングルームB
- 3 出席者 委 員：岡本東三会長、大越久子委員、小茂田美保委員、笹森紀己子委員、重田正夫委員、内藤勝雄委員、西山多壽子委員、波多野純委員、原由美子委員、細田浩委員、茂木栄委員・渡辺洋子委員  
(欠席：老川慶喜委員、小野寺節子委員、清水亮委員)  
事務局：竹居生涯学習部長、青木文化財保護課長、高橋文化財保護課長補佐兼文化保護係長、澤柳課長補佐兼史跡整備係長、関根埋蔵文化財係長、鈴木主査、菊地主任、上島主事)
- 4 議事  
(ア)報告事項  
令和元年度文化財保護及び保存事業の概要について  
(イ)諮問事項  
第1号 「氷川参道の並木」の一部指定解除について  
第2号 市指定文化財の名称変更について  
①考古資料 弥生式土器つぼ〔第6号(浦)〕  
②考古資料 弥生式土器台付かめ〔第7号(浦)〕  
③考古資料 弥生式土器脚付かめ〔第9号(浦)〕  
④史跡 浦和宿石橋と供養仏  
⑤天然記念物 コルクガシ
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人の数 0人
- 7 審議内容 下記のとおり

## 記

### (1) 議事録署名委員選出

議事に入る前に、平成30年度第2回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員から同審議会の議事録の内容について「事実と相違ない」旨、報告があった。引き続き、令和元年度第1回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員の選出を行った。

### (2) 報告事項

資料1ページから3ページに沿って、各係より報告を行った。主なものは以下のとおり。

- ・ 文化財保護審議会
- ・ 文化財の調査
- ・ 文化財保存事業費（補助金交付事業）
- ・ 指定文化財の普及啓発
- ・ 市所有文化財の管理
- ・ 埋蔵文化財の調査・保存
- ・ 埋蔵文化財の普及啓発

### (3) 諮問事項

第1号 市指定天然記念物「氷川参道の並木」の一部指定解除について

「氷川参道の並木（E154）」の指定解除の諮問について、事務局より説明を行った。内容は以下のとおり。

- ・ 氷川神社参道並木の一部であるのケヤキ（E154）1本。
- ・ 以前より腐朽菌に侵され、主幹は樹皮の八割がたが枯死していた。主幹には処置が施されており、ウレタンで補修の跡もみられたが、残った健全な樹皮は十分に巻き込みを行えず、腐朽が進行していった。
- ・ 材の部分も腐朽し、根元から判断できる範囲では断面積の半分以上がスポンジ状となっており、物理的に本木を支えることはできない状態。また、根系も侵されており、十分な吸水ができず腐朽菌に対抗する化学物質も作れない。
- ・ 腐朽の進行は止められず、近い将来枯死の恐れがある。回復はまず無理だと考えられる。完全に枯死しなくても、現在の状況は、内部が空洞であるも同様に倒壊の恐れがある。支柱等で物理的に倒壊を防ぐ手立てもあるが、場所的に困難で諦めざるを得ない。倒壊した場合、人的被害も十分あり得るため伐採はやむを得ない。
- ・ 現状変更許可申請の手続きを経て、平成31年4月9日から4月13日にかけて伐採が実施された。

このことについて、担当委員から以下の補足説明があった。

- ・本来であれば、審議会で討議にかけてから、伐採するのが筋であると思うが、非常に緊急性があって危険であるということで、伐採に至った。そのため、指定解除はやむを得ないとする。

これらを受け、さいたま市文化財審議会は「氷川神社の並木」のうち E154 を「指定文化財の指定を解除することが適当である」と答申することとした。

## 第2号 指定文化財の名称変更について

第2号指定文化財の名称変更についての諮問について事務局より説明を行った。前年までの審議を行ってきた内容を踏まえて市指定文化財の名称変更を事務局より提案。内容については、指定当時の名称が明らかに誤りのあるものについて、また学問の進化によってその当時の判断が違っていたものについて5件。

- ①考古資料 弥生式土器つぼ → 別所遺跡出土壺形土器
- ②考古資料 弥生式土器台付かめ → 大間木宮前遺跡出土台付甕形土器
- ③考古資料 弥生式土器脚月かめ → 白幡本宿遺跡出土台付甕形土器

※過去の議論結果に則り「遺跡名+出土+遺物名」に。

- ④史跡 浦和宿石橋と供養仏 → 石橋並道普請供養仏

※過去の議論結果に則り「遺跡の名称」に。

- ⑤天然記念物 コルクガシ → アベマキ

※過去の議論結果に則り「所有者の+和名」、又は「所在地の+和名」に。

### ①～③の考古資料および④史跡について質問、疑義等

- ・新名称には遺跡名がついているが、明らかに〇〇遺跡から出土したという情報が各資料に添付されているという理解でよいか。
- ・かつての職員が伝聞により得た情報をもとにして、資料名称がつけられているものもあるようだが、それだけで遺跡名をつけてしまうのはどうか。逆に④については名称から「浦和宿」という文言がなくなってしまうので疑問がわく。
- ・「浦和宿」が名称からなくなれば、年代も想定できず、何だかわからなくなってしまう。また、石橋が存在しなくなれば、「浦和宿本陣跡」という名称のような考え方もできると思う。
- ・実物（石橋）があった位置から動いてしまっているのではないか。

- ・いずれにせよ、「浦和宿」が名称にないというのはどうかなど、いろいろな問題が絡んでいるような気がする。
- ・④については史跡として指定するのか歴史資料の碑文として指定するのか含めて検討していかなくてはいけない。
- ・④に仏像は表現されているのか。なければ、「仏」はおかしいのでは。

上記疑義を受け、会長、事務局より応答

- ・該当資料について名称変更前に実物を担当委員に見てもらう。
- ・指摘を受けて、これから調査を進め、①～③については名称の根拠が事実に基づくものかを時代という視点も含め検討していく。
- ・④は浦和宿のかかわりの中で、それゆえに史跡という種別ということになる。指摘のように有形民俗資料になる余地もあるが、まず文化財としての価値は時勢に置くべきと考える。それらを踏まえ、種別についても今後の検討材料として、委員の皆様に変更を建議していただきたい。

⑤天然記念物について

- ・資料上新名称案が「アベマキ」となっているが、原則に則り「大門のアベマキ」として課長より改めて提案。
- ・(担当委員より) アベマキはコルククヌギと呼ぶこともあり、昔混同してしまった結果コルクガシと間違ってしまったのではないかと推測。

委員からは指定解除という意見はないため、以上の意見を受け、名称および種別と理由を現在にあった理由に変えながら検討していくということ及び事務局が各委員に意見をいただきながら対応していくことを確認し、年度内に答申が出せるように準備することとした。

(4) その他

波多野委員より発言

- ・4月に岩槻の城門（黒門）および時の鐘の調査を行ったが、城門（黒門）は劣化が激しく非常に状態が悪い。
- ・原因としては昔の文化財修理の質が悪かったのでは。また、現在立っている場所がよくない。雨水が建物の方に流れていく地形になっているのでどんどん痛む。

- ・時の鐘についてもしっかりとメンテナンスされておらず、雨が吹き込んでしまっているが、こちらはそんなに状態は悪くない。大工を1日入れて応急措置をすれば済むという状況である。
- ・審議会という場で発言することでその支援になればという意味での発言。

内藤委員より発言

- ・岩槻の浄安寺の墓についても下から太い木の根が出てきている状態にあり、倒壊の危険性がある。

課長より上記の話を踏まえて今後検討していく旨回答。

これをもって審議を終了した。

議事録署名委員

細田委員 印

茂木委員 印